

決済インフラ改革－混迷する日本、革新する米英

淵田 康之

■ 要 約 ■

1. 2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略」は、キャッシュレス決済比率を今後10年間で現状の倍の4割程度とするというKPIを設定した。ここでキャッシュレス決済とは、クレジットカード、デビットカード、電子マネーによる決済を指している。しかしこの定義では、カードを介さず銀行口座から即時引落しが行われるスマホ決済や、モバイルP2P送金など、諸外国で普及しつつある新たな決済サービスは、わが国のキャッシュレス化政策に正當に位置づけられないこととなる。
2. 一方、「未来投資戦略」が、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備の検討を盛り込んだのは、キャッシュレス化の推進という観点からも適切である。為替業務を銀行の独占業務としている銀行法の抜本的見直しや、現状、経済産業省の管轄となっているクレジットカード関連業務を決済業の一形態と定義する法整備まで実現できるかどうか注目される。
3. こうしたなか、内外為替一元化コンソーシアム、MUFGコイン、Jコイン、一部の地銀が主導するスマホ決済サービス、メガバンク・グループ3社による個人間送金サービスなど、新たな決済サービスを巡る実験や構想が相次いでいる。来年春には、AliPayが日本人向けにサービスを開始するという報道もある。しかし決済の将来像への国民的合意形成も、統一的なガバナンス主体も欠いたまま、インターオペラビリティの無い決済サービスが乱立しても、混迷が深まるのみである。
4. 米国も英国も、ユーザーを含む数百人のステークホルダーが会合を重ね、自国の決済サービスの将来ビジョン作りを既に終えた。両国では今、このビジョンの実現に向け、決済インフラの大改革が本格化しつつある。
5. 米国は、決済インフラ間競争を打ち出す一方、英国は、単一の新インフラの構築を目指すなど、アプローチの違いはある。しかし、両国とも、決済サービスを巡る競争促進を重視すると同時に、新たなガバナンス主体を設置し、各種の標準化や規定の統一などを通じて、インターオペラビリティを確保することを改革の重要な柱としている。
6. 法制面の改革だけでなく、インフラ面の対応も急がなければ、数年後には、米英とわが国の決済サービスの間には、深刻な格差が顕在化していることとなるろう。

I 未来投資戦略におけるキャッシュレス目標の問題点

1. 未来投資戦略の FinTech 推進策

2017年6月9日、わが国政府は新たな成長戦略として「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革」を閣議決定した。ここでは戦略分野の一つとして FinTech が掲げられている¹。

FinTech 推進に向けた主な施策として提示されているのは、概略、以下の通りである。

- ① イノベーションに向けたチャレンジの加速（FinTech 実証実験ハブ、ブロックチェーン実験用プラットフォーム、ブロックチェーン技術に関する国際的な共同研究と国際的なコンソーシアムへの金融当局の参加、FinTech 企業の海外展開支援）
- ② オープン・イノベーションの推進（オープン API、銀行代理業に係る課題の検討、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備の検討、RegTech の推進）
- ③ 企業の成長力強化のための FinTech の活用促進（金融 EDI、電子手形・小切手への移行、電子決済と連動する企業会計の IT・クラウド化）
- ④ キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用（クレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和、クレジットカードデータ利用に係る API 連携の促進、レシートの電子化促進、海外発行カード対応 ATM の設置促進）

このうちキャッシュレス化の推進という施策は、2014 年の「日本再興戦略改訂 2014」以来、毎年の成長戦略で掲げられてきたが、本年は、「今後 10 年間（2027 年 6 月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す」、という KPI（Key Performance Indicator）が新たに設定された。

2. キャッシュレス化の KPI の問題点

筆者はわが国がキャッシュレス化を推進することの意義を強調すると同時に、これまでの成長戦略におけるキャッシュレス化の施策では全く不十分であることを指摘してきたが²、今回の未来投資戦略についても、キャッシュレス化の実現にどの程度寄与するか、不透明な点が多いと言わざるを得ない。

まずキャッシュレス決済比率に関する KPI を設定したのは、一歩前進であるが、このキャッシュレス決済比率の定義が未来投資戦略の文書の中では示されていない。

経済産業省が 2017 年 5 月に発表した「FinTech ビジョン」では、FinTech 社会に向けた政策指標として、キャッシュレス決済比率を設定するとしており、そこでは、キャッシュレス決済比率は、「民間消費支出に占めるキャッシュレス決済額」とされ、その内訳は、「電子マネー、デビットカード決済比率、及びクレジットカード決済比率」とされている。

¹ 他の戦略分野は、「健康寿命の延伸」、「移動革命の実現」、「サプライチェーンの次世代化」、「快適なインフラ・まちづくり」。

² 淵田康之『キャッシュフリー経済』日本経済新聞出版社、2017 年参照。

このように定義された 2015 年時点におけるキャッシュレス決済比率は、日本が 18% であるのに対し、米国は 41%、韓国は 54%、中国は 55%とされる。未来投資戦略では、今後 10 年でキャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とするとされていることから、FinTech ビジョンにおけるキャッシュレス決済比率が念頭に置かれていると考えられる。

しかしこの比率はキャッシュレス化を計測する上で、適切なものとは言えない。キャッシュレス決済の手法として、銀行振込や銀行口座引落しも重要な役割を果たしているにも関わらず、これが含まれていないからである。

例えば電子マネー決済やカード決済から、銀行口座からの自動引落による決済にシフトする動きが広がった場合、上記のように定義されたキャッシュレス決済比率は、低下することになってしまう。昨今、スマホを用いて、商品購入代金を、銀行口座から直接引き落とす形で支払う手法が世界的に拡大し、わが国でも一部で導入されつつあることを考えると、銀行口座引落しを考慮しない指標は、今後、不適切さの度合いを一段と高めていくことは明らかである。

この他、キャリア・ビルディング、すなわち商品や各種サービス代金の支払いを電話料金と一緒に通信会社が徴収する仕組みも世界的に普及しているが、これもキャッシュレス決済の一手法である。諸外国ではスマホによる P2P (Person to Person、個人間) 送金の普及も、キャッシュレス化に寄与しているが、これも電子マネーやカード決済の形態をとらない場合も多い。さらにはビットコインなど仮想通貨を用いた決済も、将来的に拡大していくかもしれない。

このようなキャッシュレス決済の各種のイノベーションを反映しない指標を、キャッシュレス決済の KPI として掲げ、その達成を目指すようでは、わが国のキャッシュレス化の姿は歪んだものとなりかねない³。

日本と同様、キャッシュレス化を重要な政策目標として掲げるインドの場合、キャッシュレス決済の比率として、どのような数値に注目するのが適切かという点について、中央銀行に検討を指示するところからスタートしている。わが国も、どのような KPI が適切かについて、まず専門的な検討を深めるべきであり、必要ならば新たなデータ収集や統計数値の整備も視野に入れるべきであろう。

3. キャッシュレス化のための施策は有効か

キャッシュレス化推進のための主な取組として、今回、未来投資戦略に盛り込まれたのは、クレジットカードを利用した場合に義務付けられている書面交付の方法として、加盟

³ なお経済産業省の担当者は、雑誌インタビュー（『金融財政事情』2017年7月24日）における「KPI 実現のハードルは高くないか」との質問に対し、日本は諸外国に比べデビットカードの支出額が極端に少なく、拡大の余地が大きいこと、法人カードの伸びしろが大きいこと、電子マネーの拡大が続いていることから、「キャッシュレス比率を 10 年間で 4 割にするというのはけっして絵に描いた餅ではない」と回答している。しかしながら、そもそも KPI は政策の有効性を評価していくために設定するものであり、新たな施策によってどのような効果が見込めるかではなく、現状のレベルが低いとか、現状の増勢が続くからといったことで、KPI の達成可能性を論ずるのは適切とは考えられない。

店が電子メール等の電磁的方法を用いることも可能とすることである。これによってクレジットカード決済のコスト削減や消費者の利便性の向上が図られ、キャッシュレス化が後押しされるという。

しかしこの程度の施策で、諸外国に比べて、キャッシュレス化が大幅に遅れたわが国の状況が改善するのであろうか。そもそもクレジットカードは、キャッシュレス決済の一手段に過ぎない。クレジットカードを用いない新たなタイプの決済、あるいはスマホによるP2P送金の仕組みなどが、次々と登場し、これがキャッシュレス化の推進に寄与しているのが、諸外国の姿である。

わが国では、クレジットカードが経済産業省の管轄であり、電子マネーや資金移動業、銀行関連の決済が金融庁の管轄となっている。わが国のキャッシュレス政策がクレジットカード関連の施策が中心となっているのは、この点が背景となっていると思われるが、このような体制自体を見直す必要がある。

その意味で、前記のFinTech推進に向けた主な施策において、オープン・イノベーションが掲げられ、この一環として、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備の検討が盛り込まれたことは重要である。

この検討を通じ、わが国においても、EUの支払サービス指令（Payment Service Directive）と同様、銀行業、電子マネー業、そしてその他の決済関連業（EUにおけるPayment Institution）に係る、包括的な決済法制が確立することが望ましい。

既に昨今、前払式支払手段や収納代行の形態を取りつつも、事実上、資金移動業に類似したサービスが登場する状況が生じている。前払式支払手段のあり方の見直しや、収納代行業の決済法制への取り込みなどが急務である。

さらに、為替業務を銀行の独占業務としている銀行法の見直しが不可欠である。銀行の独占業務を部分的に開放した位置づけに過ぎない現行の資金移動業では、欧米におけるような決済・送金サービスを巡る活発な競争やイノベーションは望めない。この点の改革は未来投資戦略が掲げる、FinTechの推進に有効な施策となる。

またEUと同様、クレジットカードの発行やアクワイアリングの業務を行う者も決済業者の一つに位置づけ、他の決済業者と整合的な消費者保護やセキュリティに関する規定を適用すべきである。監督官庁は、英国やインドと同様、既存の当局とは別に、決済専門の新たな当局を設置することが考えられよう。

2017年10月13日付けの日本経済新聞は、一面トップで、金融庁が新法を作り、銀行法、資金決済法、割賦販売法に分かれた縦割り規制を見直し、決済や送金などの業務を一つの法律で規制・監督する方針であることを報じている。この報道通りとなれば、上記のような姿に大きく近づく。ただし、金融庁以外の省庁も関係することから、どのような枠組みで検討が進められ、どの程度の改革がいつ頃までに実現するのか、現時点では不透明である。

また電子決済の普及のためには法制度の整備のみならず、決済インフラを整備していくことも重要な課題となる。銀行中心の発想で整備されてきた決済インフラを見直すことは、

FinTech 推進のためにも不可欠である。しかし今回の未来投資戦略からも明らかなように、わが国のキャッシュレス化推進策や FinTech 推進策には、この視点も十分ではない。

4. 相次ぐ新決済サービス構想

わが国における中核的な決済インフラである全銀システムは、従来、全銀協（一般社団法人全国銀行協会）の前身である東銀協（社団法人東京銀行協会）によって運営されていたが、2010年10月より、全銀ネット（一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク）によって運営されている。全銀ネットは、資金決済法における資金清算機関としての免許を受けている。

全銀システムを核とするわが国の決済インフラのあり方は、成長戦略の「キャッシュレス化」政策ではなく、金融庁の「決済業務等の高度化」政策の一環として議論されてきた。2014年10月に議論がスタートした時点では、全銀ネットの稼働時間の拡大が一つの論点となったが、これについては、全銀協が2014年12月に、任意参加の新プラットフォーム「モアタイムシステム」を導入することを決定し、対応が図られた。稼働開始は2018年10月9日とされている。

その後、FinTech への関心の高まる中、多様な論点が検討され、2015年12月に発表された「決済高度化のためのアクションプラン」では、企業間の送金指図において、送金電文の方式を国際標準とし、商流情報の添付を可能とすることや、携帯電話番号等による送金サービスの検討、ブロックチェーンやオープン API のあり方の検討などが提示された。

企業間の送金指図の分野のように、既に実現に向けて準備が進展している分野もあるが⁴、携帯電話番号等による送金サービスのように、プラン発表から2年近く経過した現時点でも、結論が示されていない分野もある⁵。

真にキャッシュレス化をわが国の未来への戦略として位置づけるならば、諸外国の事例を踏まえても、P2P 送金サービス導入の優先度は高いと考えられる。しかし金融庁の「決済業務等の高度化」政策においては、必ずしもキャッシュレス化を優先すべき政策目標として位置づけた議論がされてきたわけではない。このことも、P2P 送金に関する意思決定の遅れにつながっている可能性がある。

こうした中、一部の金融機関グループや個別金融機関、あるいは個別企業レベルで新たな決済サービスを導入する構想が、昨今、相次いで表面化している。

2016年10月には、42の金融機関が「内外為替一元化コンソーシアム」を発足させ、分散台帳技術による国際送金サービスを展開する Ripple 社の技術を活用した新たな決済システムの検討に着手した。その後、メガバンクも含め、コンソーシアム参加行は拡大し⁶、

⁴ 2018年12月より、全銀 EDI システム（ZEDI）が稼働する予定。2017年9月15日付け、全銀協及び全銀ネットのプレスリリース参照。

⁵ 2017年6月時点の対応状況は、「決済高度化に向けた全銀協の取組状況について」2017年6月21日、第3回決済高度化官民推進会議における全国銀行協会提出資料参照。

⁶ SBIホールディングスのプレスリリース（2017年7月11日付け）によると、同日時点で61行。

商用化が視野に入りつつあるとされる。新サービスにおいては、従来よりも効率的な国際送金の他、スマホによる P2P 送金などの導入も構想されているようである⁷。

また独自の仮想通貨を用いた決済サービスの導入構想も相次いでいる。三菱 UFJ フィナンシャル・グループは MUFG コイン、みずほフィナンシャルグループやゆうちょ銀行、数十の地銀は J コイン（仮称）を導入し、新たな決済サービスを提供していくとされる⁸。

SBI ホールディングスも、ブロックチェーン技術を用いた新たな決済用プラットフォームを導入し、同社が発行し、取引所で売買可能な S コインを用いた低コストの決済・送金や、地方自治体、事業会社、地域金融機関などが発行する独自のコインを使った決済・送金を実現するとしている⁹。

いくつかの地域金融機関では、銀行口座で即時引落としされるスマホ決済サービスの導入や構想が進んでいる¹⁰。横浜銀行の「はま Pay」がその一例である。

一方、大手メガバンク・グループ 3 社は、2018 年 1 月から、ブロックチェーンを活用したモバイル P2P 送金サービスの実証実験を実施することで合意したとされる¹¹。

これら銀行界における新たな決済サービス導入の動きに加え、既に FinTech 主導のモバイル P2P 送金や店舗でのスマホ決済サービスも、複数利用可能となっている。

2017 年 6 月に公布された改正銀行法では、電子決済等代行業者として登録をした FinTech が、顧客の指示により、オープン API を通じて顧客の銀行口座にアクセスし、同口座から決済代金を支払うことも可能とする規定が盛り込まれた¹²。すなわち EU における Payment Initiation Service Provider (PISP) に相当する FinTech がわが国にも登場することになる。

なお中国で広く普及するスマホ決済サービス Alipay を運営するアントフィナンシャルが、2018 年春、日本人向けに QR コードを用いたスマホ決済サービスを開始するという報道もある¹³。

以上のうち、「はま Pay」のようなサービス、及び FinTech や今後登場が予想される電子決済等代行業者のサービスなどは、少なくとも現時点では、既存の全銀ネットのインフラを活用しながら新たなサービスを提供する姿と言える。一方、全銀協が「決済高度化のためのアクションプラン」を受けて検討している P2P 送金サービスは、既存の全銀ネットというインフラの改良を要するものと考えられる。これに対して、内外為替一元化コンソーシアムや仮想通貨の導入による新たな決済サービスの構想、ブロックチェーンを用いた P2P 送金サービスなどは、既存のインフラとは異なるインフラの構築と考えられる。

⁷ 沖田貴史「内外為替一元化コンソーシアムで実現する新たな決済サービス」『金融財政事情』2017 年 6 月 19 日参照。

⁸ 2017 年 9 月 17 日付け日本経済新聞記事参照。

⁹ 2017 年 9 月 28 日付け同社プレスリリース、及び同日付け日本経済新聞記事参照。

¹⁰ 横浜銀行プレスリリース（2017 年 7 月 3 日付け）、「「<はまぎん>スマホ決済サービス『はま Pay』」の運用開始およびマルチバンク対応に向けた福岡銀行との連携について」及び、常陽銀行プレスリリース（2017 年 7 月 26 日付け）、「口座直結型スマートフォン決済の実証実験開始について」など参照。

¹¹ 2017 年 10 月 11 日付け、富士通によるプレスリリース。

¹² 同改正法は、公布より 1 年以内に施行予定。

¹³ 2017 年 8 月 16 日付け日本経済新聞記事参照。

このように、各種の新サービスが導入され、あるいは構想されること自体は、わが国において決済のイノベーションが活発に展開されている証左とも言え、望ましいという考え方もあるかもしれない。

一方、国民にとって重要なことは、どのような技術を使っているかではなく、現状よりもどれくらい便利で安価な決済サービスが提供されるかであろう。便利さという点では、決済サービスにおいて決定的に重要なのは、ネットワーク経済性である。特定の銀行に口座を持つ者や、さほど普及していない特別なアプリをインストールした者の間でしか利用できない仕組みでは、ネットワーク経済性が発揮されず、どんなに最先端のテクノロジーを使っていようと、決済サービスとしては低い評価となる。

従って、様々な主体が、様々な決済サービスの構想をばらばらに打ち出すのではなく、とりわけインフラに係る分野のあり方については、国家としてのビジョンが示され、その下で、インターオペラビリティ（相互運用可能性、interoperability）のある形で様々な決済サービスが提供されていくべきである。

筆者はこれまで、米国、英国、インドにおいて、そのような国家的なビジョンが示され、決済の大改革が進展しつつあることを紹介してきた。これら諸国に比べると、未来投資戦略のキャッシュレス化政策における KPI のあり方や、インターオペラビリティを欠く各種の決済サービス構想などを見ても、わが国における決済を巡る動きは、混迷とも言える状況にある。

米英における決済改革を見ると、本年夏、次のステップに向けた重要な方向性が示されたところであり、彼我の差は拡大する一方である。この点を、以下で紹介しよう。

II 米国の決済インフラ改革

1. ファースター・ペイメントのソリューション評価

米国は、2017年7月、次世代の決済インフラのあり方を巡り、一般公募した提案に対する評価結果をとりまとめ、今後の改革の方針と合わせて発表した。

米国が本格的な決済改革に着手したのは、5年前、2012年10月のことである。背景となったのは、英国をはじめとする諸外国におき決済システム改革が進展していること、そして決済分野の FinTech が台頭しつつあったことである。

このファースター・ペイメントと称されるプロジェクトは、FRB のイニシャティブによってスタートした。ただし FRB は、民間による意思決定を促進するカタリスト（catalyst、触媒）という立場であり、FRB が改革の方向性や内容を決定するわけではない。

2015年4月には、FRB 幹部を座長とするファースター・ペイメント・タスクフォース（以下タスクフォース）が組織され、銀行のみならず FinTech を含む幅広い決済分野の関係者及びユーザー関係者など、300人以上が参加し、今後の米国の決済サービスのあり方の議論が始まった。

同タスクフォースは、今後の決済システムの提案（ソリューション提案）を一般から広く募る方針を打ち出し、2016年2月には、ソリューションの有効性を評価する上での尺度となるクライテリアを発表した。クライテリアは、「ユビキタス性（どこでも、いつでも、誰とでも資金の支払い、受取りが可能）」、「効率性」、「安全性とセキュリティ」、「スピード」、「法的フレームワーク」、「ガバナンス」という6つの大項目があり、その下に36の中項目、それをさらにブレイクダウンした小項目からなる詳細なものとなっている。

ソリューションの提案は2016年4月末まで受け付けられ、22の提案が初期的なレビューを受けた。その上で19の提案がさらなるレビュー・プロセスに進むこととなった。このうち16の提案の提案者は、タスクフォースからのフィードバックやコメントを受けた後、その内容について一般に公表した。これらの提案内容と、それに対するタスクフォースの評価は、タスクフォースの公式サイトに掲載されている。図表1に示したのは、16の提案のうち、相対的に評価が高かった7つの提案である。

36項目ある評価クライテリアの全てにおいて、「極めて有効」ないし「有効」と評価されたのは、TCH、Kalypton、及びWingCashの提案であった（図表2）。

このうち「極めて有効」が31項目と最多であったTCHの提案は、英国のVocaLinkの協力を受けて作成されたものである。TCHは、1853年設立のニューヨーク手形交換所を起源とし、米国の銀行間決済の中核を担ってきた組織である。システムの運営主体であるThe Clearing House Payments Company L.L.C. (PayCo)と、業界団体であるThe Clearing House Association L.L.C.を傘下に持つ。米国の大手銀行16行と、海外の大手銀行8行（外資系傘下の米銀を含む）がオーナー・バンクとなっている。

図表1 評価が高かったソリューション

提案者	特徴	留意点
TCH	・ 既存の銀行間システムの運営主体が、英国のリアルタイム・ペイメントやモバイル P2P 送金システムの開発者である VocaLink と提携して提案	・ 銀行のみが参加可能 ・ 銀行間のネットワークのみ提供。エンド・ユーザーへのサービスは銀行の責任
Kalypton	・ ブロックチェーンに似たテクノロジーを採用 ・ ノンバンクや銀行口座を持たない人でも参加可能 ・ グアテマラで導入準備中	・ 特許出願中のテクノロジーについての情報が開示されていない
WingCash	・ FRB が digital Fed notes というデジタル通貨を発行	・ FRB がデジタル通貨発行を決断するか
Dwolla	・ 既に米国で一部金融機関が導入 ・ サービスレイヤーで、付加価値サービスを提供可能	・ セトルメントは FRB の仕組みに依存。FRB の仕組みが 24 時間 365 日稼働する必要
Mobile Money	・ アンバンクが、政府の給付金などを MoMo 口座で受領し、同口座を用いた電子決済やエージェントでの現金引出が可能 ・ エルサルバドルで導入済み。コロンビアも導入を検討	・ 全体の資金は FRB 口座で管理。FRB に口座を開設できる資格が必要 ・ エージェントのネットワーク構築が必要
nanoPay	・ 預託された資金に基づき、MintChip というデジタル通貨を、FRB あるいはアセットマネジャーが発行 ・ カナダ造幣局が開発し、トロントで実験中。カナダの大手銀行や欧州、ブラジルと導入を交渉中	・ アセットマネジャーが発行する場合、その信頼性がカギとなる
University Bank	・ 銀行預金口座上の資金をクリアリング・バンクに預けることで、この金額見合いのトークンを発行。トークンを電子財布で管理し、電子メールやテキストメッセージで決済可能に ・ 12 のクリアリング・バンクを選定し、既存の銀行間ネットワーク上にネットワークを構築	・ 既存のネットワークに依存しており、リアルタイムのクリアリング、セトルメントに対応できない場合も ・ クリアリング・バンクの能力に大きく依存

(出所) <https://fasterpaymentstaskforce.org> より、野村資本市場研究所作成

図表 2 主要なソリューション提案とクライテリア別の有効性評価

	TCH	Kalvtron	WingCash	Dwolla	Mobile Money	nanoPay	University Bank
ユビキタス性							
アクセス可能性	◎	◎	◎	◎	○	○	○
利用可能性	◎	◎	◎	◎	○	○	○
予測可能性	◎	◎	◎	◎	○	○	○
コンテキストualデータ	◎	◎	◎	◎	○	○	○
クロスボーダー	○	◎	◎	▲	▲	○	○
応用可能性	◎	◎	◎	◎	○	○	○
効率性							
競争可能性	◎	◎	◎	◎	▲	○	▲
付加価値サービス	◎	◎	◎	◎	○	○	○
実現までの時間	◎	◎	◎	◎	○	○	▲
標準	◎	◎	◎	◎	○	○	○
包括性	◎	◎	◎	◎	○	○	○
スケーラビリティ	◎	◎	◎	◎	○	○	○
例外・過誤処理	◎	◎	◎	◎	○	○	○
安全性、セキュリティ							
リスクマネジメント	◎	○	○	○	○	○	○
支払者の承認	◎	◎	◎	◎	○	○	○
ファイナリティ	◎	◎	◎	◎	○	○	○
セトルメント手法	◎	◎	◎	◎	○	○	○
紛争処理	◎	◎	◎	◎	○	○	○
不正情報シェア	◎	◎	◎	◎	○	○	○
セキュリティコントロール	◎	◎	◎	◎	○	○	○
堅牢性	◎	◎	◎	◎	○	○	○
エンドユーザーのデータ保護	◎	◎	◎	◎	○	○	○
エンドユーザーとプロバイダーの認証	◎	◎	◎	◎	○	○	○
参加要件の規定	◎	◎	◎	▲	○	○	▲
スピード							
迅速な承認	◎	◎	◎	◎	○	○	○
迅速なクリアリング	◎	◎	◎	◎	○	○	○
送金された資金を迅速に利用可能	◎	◎	◎	◎	○	○	○
迅速なセトルメント	◎	◎	◎	◎	○	○	○
ステータスが迅速にわかる	◎	◎	◎	◎	○	○	○
法制度							
法的枠組み	◎	○	◎	◎	◎	◎	▲
決済システム規則	◎	○	◎	▲	◎	▲	▲
消費者保護	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
データプライバシー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
知的財産	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ガバナンス							
ガバナンスの有効性	◎	◎	◎	◎	▲	▲	▲
ガバナンスの包括性	◎	◎	◎	◎	▲	▲	▲

(注) ◎は「極めて有効」、○は「有効」、▲は「ある程度有効」。

(出所) <https://fasterpaymentstaskforce.org> より、野村資本市場研究所作成

TCH の PayCo が運営するペイメント・システムは、銀行間の大口決済ネットワーキング・システムである CHIPS (Clearing House Interbank Payments System)、電子的な小口の送金・決済指図を銀行間でネットワーキングする Automated Clearing House (ACH) である Electronic Payments Network (EPN)、そして画像処理された小切手を電子的に決済する SVPCO (Small Value Payments Company) で構成されている。

一方、TCH に協力した英国の VocaLink は、英国のリアルタイムのリテール・ペイメント・システムや、P2P 送金システムの開発を担った企業である。VocaLink のシステムは、スウェーデンやシンガポールでも導入された実績がある。

TCH の提案に次いで、30 項目において「極めて有効」と評価された WingCash は、FRB が発行するデジタル通貨を使った決済システムである。図表 2 の nanoPay も、FRB またはアセットマネジャーがデジタル通貨を発行する仕組みである。Mobile Money や University Bank の提案も、通常の銀行預金口座とは異なる口座やトークンを使い、ユビキタスで効率的な決済を提案している。

このように高く評価されたソリューションの間でも、中身を見ると、極めて多様なテクノロジーが採用されており、決済インフラとして非常に異なるタイプの提案がされていることがわかる。

2. 決済インフラ間競争を指向

ーマーケット・ドリブン・アプローチ

タスクフォースは、これらソリューション提案に対する考え方と、これを踏まえた今後の米国の決済改革の進め方について、2017年7月21日に報告書を発表している¹⁴。

上記のように評価が高かったソリューションだけ見ても、それぞれ大きく異なる仕組みが提案されているが、最も評価の高い提案を1つ選択するとすれば、TCHの提案が採用されてしかるべきである。

TCHの提案は、英国などで既に実績のあるVocaLinkのテクノロジーを活用しており、また長年、銀行間システムを運営してきたTCHの実績も背景に、法制度面やガバナンス面についても盤石とあってよい。

ところがタスクフォースは、米国が採用すべきソリューションを一つに絞って選定することはしなかった。図表1の7つの提案以外の提案も含め、様々なソリューションがより改善されつつ、導入されていく姿が望ましいとしたのである。

個々のユーザーがどのインフラを利用するか、ユーザーが自由に選択でき、将来の各決済インフラの勢力図は、あくまでマーケットで決まっていくという立場である。つまり、米国が構築を目指すファースター・ペイメント・システムとは、タスクフォースが設定したクライテリアを満たす、競合する複数の決済インフラで構成される姿となる。

後述する英国における決済インフラ改革もそうであるが、通常、多くの国は一つの決済インフラを構築する。機能の異なる複数の決済インフラを持つ場合もあるが、同一機能を複数のインフラが競争して提供するという姿は通常採用されない。EUにおいては、複数の決済インフラが共存する姿を許容しているが、実際には、機能ごとに単一のインフラが開発されている。

しかし米国は、トップダウンで一つのインフラを構築するのではなく、あえて民間主導で決済インフラ間の競争を推奨することとしたのである。米国はこれを、マーケット・ドリブン・アプローチと呼んでいる。

多くのソリューションは、リアルタイムかそれに近い決済スピードというクライテリアをクリアしている。また送金しようとする際に送金者が自分の口座に残高があるかを確認でき、相手が資金を受領したかなど、決済のステイタスについて可視化することが可能になっている。この他、サードパーティがAPIを通じて各種の付加価値サービスを提供可能とするソリューションも多い。

各ソリューションは、このようにいくつかの特徴を共有するにしても、テクノロジー的には、既述の通り、既存の決済インフラの改良型から、FRBの発行するデジタル通貨を用いるものまで様々である。

¹⁴ Faster Payments Task Force, "Final report part two: A call to action," July 2017.

3. コラボレーションのための枠組み

タスクフォースは、この多様でお互い競争するインフラを導入しつつ、米国におけるファースター・ペイメント・サービスを 2020 年までに実現したいとしている。ただし、新たなインフラを単に導入すれば良いのではなく、多くの人とそのインフラを受け入れ、活発に利用するようにならなければ意味がない。上記のようにそれぞれ多様なテクノロジーで運営される複数のインフラの併存を目指す場合、例えば、異なるインフラのユーザー同士の間でも、円滑に決済が実行できる環境とならなければ、使い勝手が悪いものになってしまう。ネットワーク経済性も発揮されない。従って、決済インフラ間の競争だけではなく、必要なコラボレーション（協働）が発揮されていかなければならない。

今回、タスクフォースは、①ガバナンスと規制、②インフラ、③持続性と発展性という 3つの分野におけるコラボレーションを提言している。

1) ガバナンスと規制

まず、コラボレーションを進め、必要な意思決定を行うガバナンス主体を設置する。これまでタスクフォースが改革案作りを主導してきたが、今後、この新たな主体が、2020 年に向けて改革の実現を担うこととなる。

この新組織において、新たな決済システムにおけるルール、標準、最低限満たすべき要件（baseline requirements）などを決定する。例えば、異なる決済インフラをまたぐ取引が、安全で信頼でき、透明かつ予測可能な形で実現するよう、共通の規則や基準作りが行われる。処理のタイミングや手数料、エラーが生じた時の解決方法、法的責任などに関する取り決めなどが必要となる。

また最低限満たすべき要件には、本人確認や認証、データ保護、不正防止などセキュリティ関連の要件、財務基盤やコンプライアンスなどシステムへの参加要件、利用者に対する開示事項や約款などに関する基準が含まれる。

さらにこの新組織は、FRB や他の当局と協力しながら、現行法規制の新システムへの適用のあり方を検討する他、必要に応じて、法規制の修正に関する提言を行う。

2) インフラストラクチャー

異なるインフラを使っているユーザー同士でも、問題なく取引が可能となるよう、システム間のインターオペラビリティを確立する。このために重要となることの一つは、ダイレクトリーのデザインである。

ダイレクトリーとは、郵便制度に例えれば、郵便番号や住所、氏名などのデータを整備・管理し、これを用いて送付先や送付ルートを特定する仕組みである。この仕組みが存在することで、投函した手紙が指定された宛先に確実に届く。送金や決済の場合、支払者と受取人が、それぞれ異なる決済インフラを利用していても、支払者の持つ資金が、確実に受取人に届くために、同様の仕組みが必要となる。

銀行間の決済ネットワークの場合、銀行番号、支店番号、口座番号などのデータが共通の仕組みで管理されている。しかし、最近、ユーザーの利便性向上のため、FinTech のサービスでは、相手の銀行口座番号などがわからなくても、電話番号やメールアドレス、SNS 口座番号など（日本語で「別名」を意味するエイリアス、alias と総称される）を使うことで送金できる仕組みが人気を博すようになってきている。このような仕組みが可能となっているのは、各ユーザーの銀行口座番号などと、電話番号やメールアドレスなどをマッピングする新たなダイレクトリーが構築されているからである。

複数の決済インフラをまたぐ取引を可能とするためにも、どのようなダイレクトリー・サービスのモデルを導入すべきかの検討が必要となる。既に多くのダイレクトリー・サービスが利用されているため、これらをつなげた federated directory model（ダイレクトリー間の連携の仕組み）を導入することが考えられるとしている。

達成すべき姿として、支払人が、受取人の口座情報の入力を要求されずに支払ができること、そして一つのエイリアスを一つのダイレクトリーに登録すれば、どのエイリアス・ベースの決済業者からでも支払いを受けることができること、そして事業者も消費者も利用でき、商業的に成り立つモデルであることが求められている。

インフラという点では、FRB が運営する決済インフラのあり方についても提言されている。まず FRB のセトルメント口座、すなわち銀行が銀行間の最終決済尻の決済に利用している FRB 口座が、24×365×7（24 時間、365 日、週 7 日）利用できるようにすべきとしている。FRB 口座の稼働時間は、従来、午前 8 時半から午後 5 時までだったが、決済改革の議論の本格化を背景に、2015 年に延長が実現し、午前 7 時半から午後 5 時半までとなっている。これを 24 時間、年中無休で稼働する姿に近づけていくべきというわけである。

さらに現状、基本的に銀行しか FRB の決済口座を利用できないが、レベルプレイング・フィールドを実現し、競争を促進するためにも、より幅広い決済サービス業者にアクセスを開放すべきとしている。

この他、タスクフォースは、FRB がセトルメントだけではなく、ダイレクトリー、取引処理、ネットワーク・アクセス、セキュリティ、クロスボーダー・ペイメントなど他の様々なサービスを提供するインフラの役割を担うことも考えられると指摘し、今後、この点についても検討・評価をすべきとしている。

3) 持続性と発展性

今後、システムのセキュリティに対する脅威は、より新たな姿に発展していくことが予想される。またエンド・ユーザーのニーズもより高度なものとなっていく。そこで新たなテクノロジーを活用し、継続的にイノベーションを実現していくことが必要としている。特に、セキュリティ問題への対応として、タイムリーな不正検知・報告・情報シェアの仕組みを開発していくことを提言している。

この他、新決済システムの利用を促進していくため、決済サービス・プロバイダーとエンド・ユーザーに対する教育・啓蒙活動を展開していくこと、及び、将来的に米国の決済システムと海外の決済システムのインターオペラビリティを実現するために、リサーチしていくこと、新たに登場するテクノロジーを継続的にリサーチしていくことなどを提言している

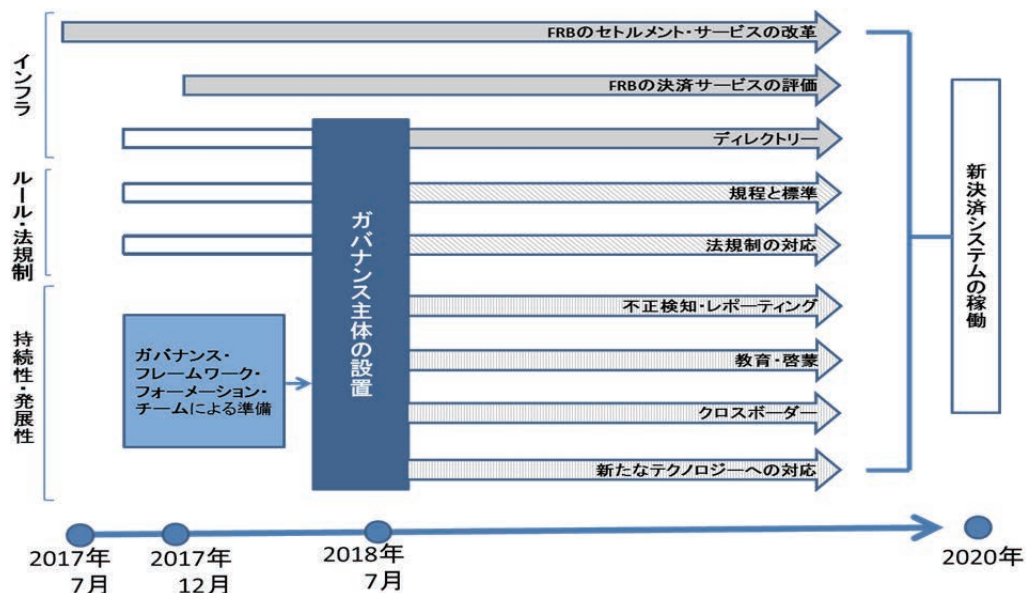
4. 今後の予定

タスクフォースは、2020年までの決済改革のプロセスを以下のように進めるべきと提言している（図表3）。

1) 2017年末までに実行すべきこと

今回の報告書の発表後、できるだけ早く着手すべき点として以下が挙げられている。まずガバナンス主体の設立である。これについては、2017年10月にガバナンス・フレームワーク・フォーメーション・チーム（報告書では、Interim Collaboration Work Group; ICWG と称されていた）が組織され、あるべきガバナンスの枠組みについて提案する準備を進めている。同チームのメンバーは、タスクフォース内での選挙によって選ばれ、大手、中堅、小規模金融機関の代表がそれぞれ2名、ノンバンク・プロバイダーの代表6名、エンド・ユーザー代表は企業から2名、消費者から2名、政府から2名、その他6名（業界団体、規制当局、標準設定団体、コンサルタント、学界）、FRB幹部（議長、ただし議決権は無い）によって構成されている。

図表3 米国の決済システム改革のスケジュール



(出所) Faster Payments Task Force, “Final report part two: A call to action,” July 2017

またルールや標準、最低限の要件、規制面の検討、インターオペラビリティを実現するためのダイレクトリーのデザインなどに関する基礎的な作業に着手するため、それぞれの分野ごとに FRB 主導で非公式の作業グループを、報告書発表後、速やかに組織すべきとしている（同グループでは、提言や意思決定は行わない）。

さらに FRB が、自らのセトルメント口座のあり方について、すぐに検討を始めること、及び FRB による決済サービスの提供のあり方については、年末までに検討すべきと提言している。

2) 2018 年以降

ガバナンス・フレームワーク・フォーメーション・チームの作業を踏まえ、2018 年 7 月頃までにはガバナンス主体を設立し、メンバーを決定する。同主体はルール、標準作り、ダイレクトリー・デザインなど作業グループによる先行的な作業を引き継ぐ他、前記のタスクフォースによる各種提言を実行する。

III 英国の決済インフラ改革

1. ニュー・ペイメント・アーキテクチャーに関するブループリント

英国では、従来、銀行業界の団体が決済インフラのあり方に大きな影響力を持ってきたが、2015 年 10 月、決済関連の新たな戦略策定主体として、ペイメント・ストラテジー・フォーラムが発足した。同フォーラムは、英国における決済分野の競争政策当局であるペイメント・システム・レギュレーターの下に設置された。

同フォーラムは、決済サービスのユーザーとプロバイダー、総計 645 人、360 機関が参加する議論を経て、2016 年 11 月に「21 世紀のペイメント・ストラテジー」を発表した。そこでは、エンド・ユーザーのニーズへの対応として、支払リクエスト・サービス（料金を徴収する側が支払者のスマホなどに請求メッセージを送付し、支払者がスマホの操作ですぐ支払う、あるいは後で支払うことなどを選択できるサービス）、支払い時に残高があるか、支払先の口座に間違いがないか、支払ステータス（どの段階まで完了したかなど）を確認できるサービス、支払に合わせて関連するデータを送付できるサービスなどを提供可能とすること、セキュリティなど決済の信頼性を向上させていくこと、決済システムへのアクセスを簡素化し競争促進を実現することを掲げている。

そしてこれらの実現のためには、既存の決済システムを手直しするのではなく、新決済アーキテクチャーを導入することが、コスト・ベネフィットの観点から望ましいと結論づけた。同アーキテクチャーにおいては、シンプルな送金機能を基本とし、それ以外の機能はレイヤーとして追加する形で用意する。従来の決済システムにおいては、新たな機能を追加しようとする、システム全体に影響するためコスト負担も大きく、参加者の合意に

も手間と時間を要するため、イノベーションの導入が遅れがちであった。そこを解決しようというのである。

この他、メッセージ標準の共通化や API の活用により、PSP (Payment Service Provider、決済サービス業者) はもちろん、ユーザーやサードパーティの業者を含めたアクセスの改善、利便性の向上が目指される。

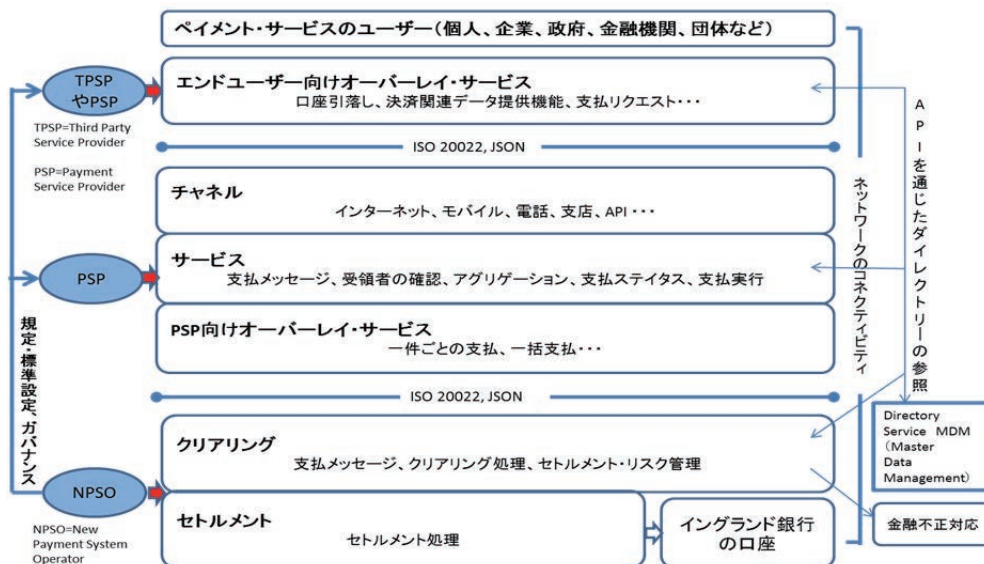
2017 年 7 月 28 日、この新決済アーキテクチャーに関する具体案が公表され、コメント募集が実施された。図表 4 が、アーキテクチャーの全体像である。

クリアリングとイングランド銀行のセトルメント口座へのアクセスの部分、及び PSP やエンド・ユーザー向けのサービスの管理、共通のメッセージやセキュリティの標準やルールの導入・運営などを含む全体のガバナンスは、年内に新たに設立される New Payment System Operator (NPSO) が担う¹⁵。

NPSO は、現行の英国のリテール・ペイメント・システムのオペレーターである Bacs Payment Schemes Limited(BPSL)、Cheque and Credit Clearing Company Limited(C&CCCL)、及び Faster Payments Scheme Limited(FPSL)を 2017 年末までに統合して設立する新たな決済オペレーターである。これら 3 組織の統合も、「21 世紀のペイメント・ストラテジー」において、決済システムへのアクセスの簡素化の一環として提言されていた施策である。

統合に向けた準備は、既にイングランド銀行とペイメント・システム・レギュレーターが組織した専担グループによって進められており、NPSO が設立された時点で、今回の提案内容を含め、ニュー・ペイメント・アーキテクチャーの実現に向けた作業は、NPSO が引き継ぐこととなる。

図表 4 英国のニュー・ペイメント・アーキテクチャー



(出所) Payment Strategy Forum, “Blueprint for the future of UK payments; A consultation paper,” July 2017

¹⁵ クリアリングについては、集中機関を設ける集中型モデルではなく、peer to peer で行う分散型モデルもありうるが、今回の報告書では前者の採用が提案されている。

2. 競争と協調の構図

英国の新アーキテクチャーにおいては、決済インフラ間競争を導入する米国とは異なり、クリアリング部分など単一のインフラが導入される。従来の3つの機関を統合するという意味では、米国と正反対の選択にも見える¹⁶。しかしこの分野でも競争原理は導入される。すなわち、一定期間ごとに、NPSO が同インフラ・サービスのプロバイダーを競争入札によって選別するのである。通常は単一のプロバイダーから調達することが考えられるが、同一の機能について複数のベンダーと契約することや、機能によって異なるベンダーと契約することも考えられるとしている。

決済インフラ・プロバイダーの定期的競争入札の考え方自体は、英国では以前より導入されていたが、従来は、同一システム業者（VocaLink）が自動的に再受託するといった問題があった。この背景には、VocaLink の大株主が、調達先を選別する立場にある決済インフラ・オペレーターの大株主と重複している点があるとされた。そこで、ペイメント・システム・レギュレーターがこの点の是正に動き、大銀行は VocaLink の株を売却した経緯がある。

新アーキテクチャーにおいては、このように図表4の一番下のインフラのレイヤーを競争入札で選別された特定のプロバイダーが担うことになるが、それより上のレイヤー、すなわち PSP のレイヤー、PSP や TPSP（Third Party Service Provider、テクノロジー・プロバイダー、通信業者、ペイメント・ゲートウェイ、POS 端末業者、不正防止サービス業者など）によるユーザーへのサービスのレイヤーなどは、基本的に、共通のガバナンス、標準、ルールの下で、様々な業者が競争的に提供する。

こうしたレイヤー構造を導入することは、競争促進につながると同時に、前記のように一部の分野に改善を加えても、システム全体を見直す必要が生じにくいため、迅速なイノベーションの導入が促進されるというメリットがある。同様の構造は、間もなく稼働するオーストラリアのニュー・ペイメント・プラットフォームでも採用されている。

報告書では、インフラ・レイヤーにおけるように一定期間の業務提供を巡って業者が競争し特定の業者が選別される姿を“competition for the market”、より上位のレイヤーにおけるように市場における様々なサービス提供を巡る競争が展開される状況を“competition in the market”と呼んでいる。後者の場合、例えばあるオーバーレイ・サービスを導入しようという業者は、標準やルールを満たしているかを確認するため、NPSO による認定（accredit）を受ければ、新サービスを提供することができる。そのような認定も必要とせず、より自由にサービスを巡る競争が展開される業務もある。

NPSO は、新サービスなどに関する概念実証（proof of concept）を行う、あるいはサンドボックスを提供するなど、カタリストの役割を果たすことも考えられるとされている。単純な市場競争に委ねるというよりも、競争促進、イノベーション促進の仕組みもビルト

¹⁶ ただし従来の3機関においては、サービス内容が異なり、棲み分けがされていたため、決済インフラ間競争が展開されていたとは言い難い。

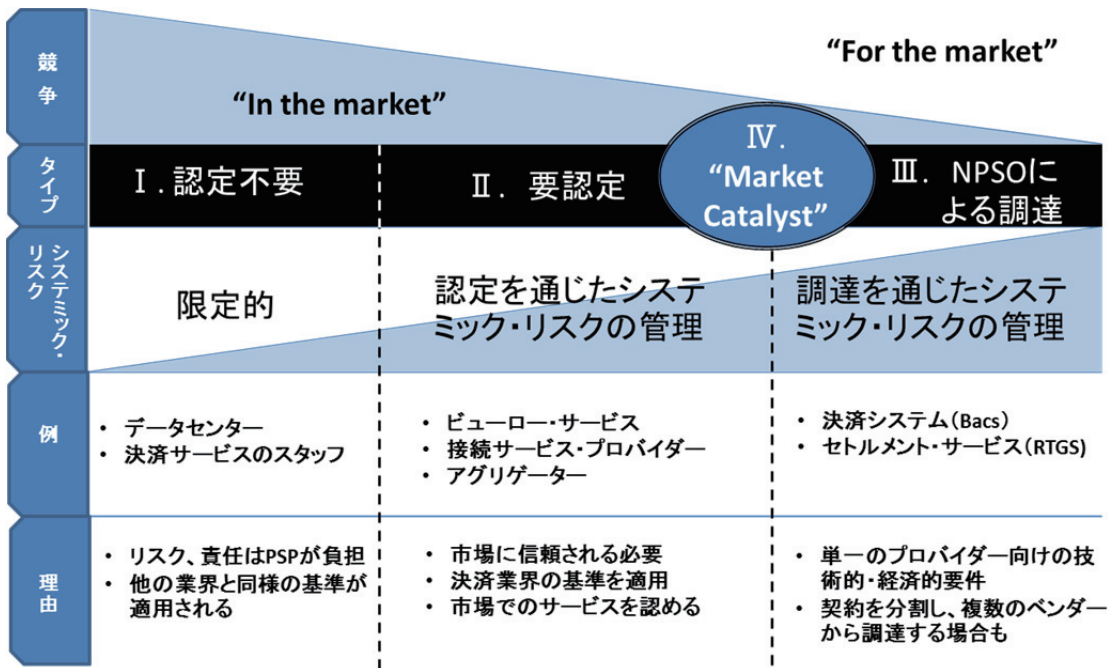
インされているのである。

この“market catalyst”を通じた導入が想定されている決済サービスとしては、支払リクエストや、受取人の確認、及びダイレクトリー・サービス（マスター・データ・マネジメント）がある。

例えば、支払リクエスト・サービス自体は、既に一部の金融機関が提供している¹⁷。ただ当該金融機関の顧客のみしか利用できず、インターオペラビリティが実現していない。そこで、NPSO が最低限の標準を公表し、また同サービスへの市場の需要についての検証を行い、ユビキタスなサービスの導入に向けた検討を進めることが考えられている。

あるサービスにおいて、“competition in the market”、“competition for the market”、あるいは“market catalyst”のうち、どの形態による導入を追求すべきかについては、同報告書は、システミックリスクの大きさを基準に分類している（図表 5）。“market catalyst”を経て、市場内での競争的な提供が行われるようになったサービスは、“competition in the market”のカテゴリーに再分類されることになる。

図表 5 英国の決済サービス提供を巡る競争の構図



(出所) Payment Strategy Forum, “Blueprint for the future of UK payments; A consultation paper,” July 2017

¹⁷ FinTech系銀行である Monzo の pay.me や、パークレイズ銀行の Receive on Pingit など。

3. 今後の予定

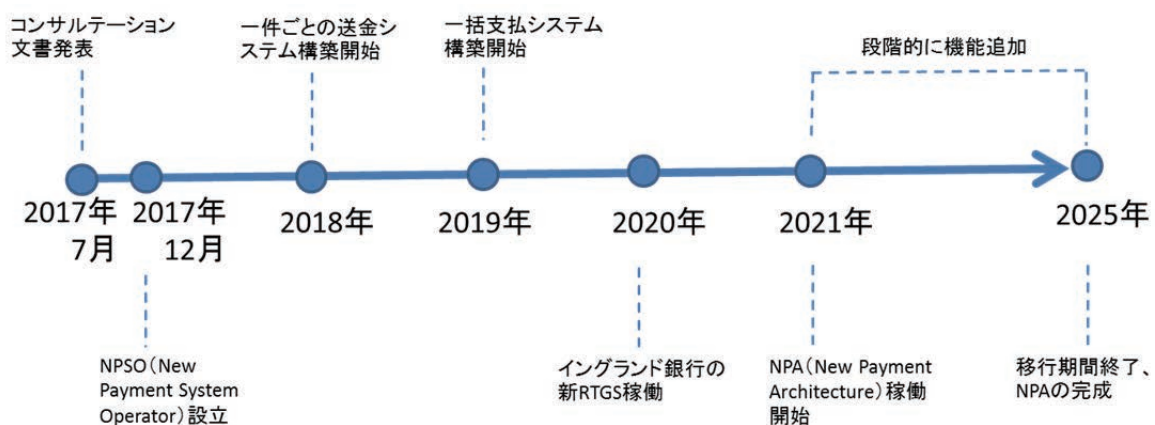
今後の予定としては、まず本年 11 月までに今回のパブリックコメントの結果の評価が完了する。年末までに NPSO が設立され、その後は、NPSO が最終報告を踏まえ、新アーキテクチャーの導入作業を主導することとなる。なお不正防止、不正検知などのあり方に関する検討は、関連する業界団体に引き継がれ、実現が目指される予定である。

新アーキテクチャーによるサービスは、2021 年に簡単な送金機能からスタートし、2024 年には小切手の画像処理の機能の提供も開始される予定とされる（図表 6）。新アーキテクチャーにおいては、新たな決済サービスに加えて、既存の決済商品・サービスも引き続き利用可能とするため、小切手処理なども含むものとなるのである。

逆にニュー・ペイメント・アーキテクチャーが導入される前に、既存のシステムにおいて新サービスが先行して提供されることも排除されていない。一定期間、既存のシステムと新アーキテクチャーは並行して運用される。

新アーキテクチャーのベネフィットは 115 億~140 億ポンド、コストは 54 億ドルから 66 億ポンドと推定されている（2019 年から 2031 年にかけての割引価値ベース）。既存のシステムを使い続けたとしても、ペイメント・システム・レギュレーターによって ISO20022 に対応することなど、アップグレード投資が要求されていた。報告書では、仮に新アーキテクチャーの構築ではなく、既存のシステムのアップグレードを選択した場合、ベネフィットは 40 億~49 億ポンド、コストは 43 億から 52 億ポンドと推定し、新アーキテクチャー構築という選択が正しいことを確認している。

図表 6 英国の決済システム改革のスケジュール



(出所) Payment Strategy Forum, “Blueprint for the future of UK payments; A consultation paper,” July 2017

4. RTGS 口座のノンバンクへの開放

イングランド銀行は、2016年1月に次世代 RTGS を開発する方針を発表したが、同年6月、同行のカーニー総裁は、新 RTGS においてノンバンクによる RTGS セトルメント口座の開設を認める方針を宣言した。

銀行だけではなく、ノンバンクも、決済サービスの提供者として重要な役割を果たすようになっていることを踏まえると、従来のように銀行のみに中央銀行のセトルメント口座の開設を認めることは、決済サービスの公正な競争という観点から適切ではないためである。また参加者が多様化し、イノベーションももたらされることで、長期的に金融の安定性も高まると指摘されている。

新 RTGS は 2017 年より開発がスタートしているが、その第一段階として、イングランド銀行は 2017 年 7 月、ノンバンクによる RTGS セトルメント口座の開設申請が可能となったと発表した¹⁸。

これに合わせ、イングランド銀行は、参加者の範囲の拡大がリスクの増大につながらないよう、FCA (Financial Conduct Authority)、財務省、HM Revenues & Customs (英国歳入関税庁)、ペイメント・システム・レギュレーターなどの当局、及び既存の決済システム・オペレーターとも作業を重ね、包括的なリスクマネジメント・フレームワークも構築している。

ノンバンク PSP がセトルメント口座の開設を申請する際には、このリスクマネジメント・フレームワークを順守していることを示す必要がある。また関連法制の修正案はまだ議会を通過していない。従って、ノンバンク PSP が実際にイングランド銀行にセトルメント口座を開設するのは、2018 年になる見込みである。新 RTGS の稼働は 2020 年となる予定である。

IV わが国への示唆

以上見てきたように、米英において抜本的な決済改革が進展しているが、米国は多様なテクノロジーを採用する決済インフラの併存と相互の競争という枠組みを採用するのに対し、英国は単一の決済インフラ・オペレーターの設立を予定するなど、両国のアプローチは異なっている。

しかし共通点は多い。機能面では、エイリアス・アドレスで利用できる P2P 送金（英国では導入済み）の他、送金前に口座残高があることや、送金先を間違えていないか確認できること、相手が受領したかどうかなど、支払ステータスが確認できること、どういう名目の送金なのかなど付随するデータを送付できること、不正情報をシェアできること、その他様々な付加価値サービスが API を通じて提供される仕組みが目指されている。

また両国とも、競争原理の導入が重視されている。決済インフラ間競争を導入する米国は

¹⁸ イングランド銀行プレスリリース (2017年7月19日) 参照。

もちろん、単一のオペレーターを設立する英国でも、例えばインフラ・プロバイダーは、定期的に競争入札で決定される。それ以外の部分では、複数の業者が併存し、より良いサービス提供を競うこととなる。PSP として銀行だけではなく、FinTech などノンバンクも位置づけ、ノンバンク PSP が中央銀行セトルメント口座を含む、決済インフラにアクセスできる姿が重視されている。

競争を重視する一方、米英とも統一的なガバナンス組織を設置し、各種の標準化や統一的な規定の整備を図り、インターオペラビリティを確保することが決済改革を推進していく上での重要な柱となっている。

また、以上のような決済改革の方向性に関し、ユーザーを含む多様かつ多数のステークホルダーが参加する透明性の高い会議体を設置し、そもそも将来的にどのような決済サービスを目指すべきか、という点からスタートし、合意形成を実現したという点でも、米英は共通している。米国では300人以上、英国では600人以上が、この検討作業に参加した。

わが国では、このように広範な関係者が参加する形で、あるべき決済サービス像を構想し、その実現を目指していくというよりも、諸外国で既に実現しているサービスの一部に着目し、法制度の変更や業界団体への働きかけなどを通じ、その導入を目指そうという動きが繰り返されている。

またそのような枠組みの下で、実際に、様々な主体が様々なサービスを導入しようとするものの、インターオペラビリティを実現するためのガバナンス主体も欠いているため、ユーザーの裾野は広がらず、社会実験の域を超えられない事例も多い。この結果、国民全体にとって真に高度でユビキタスな決済サービスが提供される展望が開けない状態が続いている。

さらに米英共に、インフラレベルやそれに接続するオーバーレイ・サービスという位置づけで、様々な決済関連サービスを提供する姿が構想されている。銀行やノンバンクなど全ての決済プロバイダーは、決済インフラに接続してこれら機能を活用し、オープン API を通じてエンド・ユーザーにも提供できる。決済インフラは各 PSP が管理する顧客口座と接続しているため、例えば API 接続による個人財務管理サービスや PISP のサービスも提供可能となる。これに対してわが国は、オープン API といっても、決済インフラを含めた共通の仕組み作りの発想を欠いているため、個々の電子決済等代行業者が、個々の金融機関とそれぞれ提携していく必要がある。

わが国では、決済分野の競争促進の発想も十分ではない。そもそも為替業務が銀行の固有業務という銀行法の枠組みのままでは、いくら FinTech 振興を掲げても、米英が目指すような FinTech の活躍を前提とした決済改革とは出発点からして異なる姿とならざるをえない。

新たな決済サービスの実験や構想が、次々と新聞紙上を賑わすわが国の状況をして、FinTech のイノベーションが活発化していると評価する向きもあるかもしれない。しかし、それは、共通のビジョンと統一されたガバナンスの下で、様々な決済イノベーションが競われる枠組みを構築した米英とは、全く異質な姿である。法制面の改革が進展する兆しはあるが、インフラ面の改革は議論すらスタートしていない。数年後には、米英両国とわが国の決済サービスの間には、深刻な格差が顕在化していることとなる。